

令和 7年 2月 4日  
総 務 部

## 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教育庁処務規則（昭和45年東京都教育委員会規則第34号）の一部を以下のとおり改正する。

### 1 改正理由

教育計理課の設置に伴い、所要の規定整備を行う。

### 2 改正内容

- （1）教育庁の課として、総務部教育政策課の次に、教育計理課を追加する。
- （2）教育計理課の分掌事務を規定する。

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第 7 号 議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について  
東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和七年二月四日

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務部の部教育政策課の項の次に次のように加える。

教育計理課

第五条の表総務部の部教育政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

教育計理課

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 事務事業の進行管理に関すること。
- 三 重要施策の予算に係る総合調整に関すること（教育政策課に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

総務部教育計理課の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （分課）</p> <p>第二条（現行のとおり） 総務部 教育政策課 教育計理課</p> <p>総務課から法務監察課まで（現行のとおり） 都立学校教育部から福利厚生部まで（現行のとおり） 第三条から第四条まで（現行のとおり） （各部、課等の分掌事務） 第五条（現行のとおり） 総務部 教育政策課</p> <p>一から四まで（現行のとおり） （削る）</p> <p>五 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に 関すること。</p> <p>六 事務事業の管理改善に関すること。</p> <p>七 事務事業の行政評価に関すること。 （削る）</p>	<p>第一条（略） （分課）</p> <p>第二条（略） 総務部 教育政策課 （新設）</p> <p>総務課から法務監察課まで（略） 都立学校教育部から福利厚生部まで（略） 第三条から第四条まで（略） （各部、課等の分掌事務） 第五条（略） 総務部 教育政策課</p> <p>一から四まで（略） （削る）</p> <p>五 予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>六 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に 関すること。</p> <p>七 事務事業の管理改善に関すること。</p> <p>八 事務事業の行政評価に関すること。</p> <p>九 事務事業の進行管理に関すること。</p>

- 八 教育庁の所管に係る政策連携団体の調整に関すること。
- 九 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関すること。

教育計理課

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 事務事業の進行管理に関すること。
- 三 重要施策の予算に係る総合調整に関すること（教育政策課に属するものを除く。）。

総務課から法務監察課まで（現行のとおり）  
都立学校教育部から福利厚生部まで（現行のとおり）  
第六条から第八条まで（現行のとおり）

- 十 教育庁の所管に係る政策連携団体の調整に関すること。
- 十一 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

総務課から法務監察課まで（略）  
都立学校教育部から福利厚生部まで（略）  
第六条から第八条まで（略）